

指定文化財保存事業・文化芸能団体活動を応援

指定文化財の保存事業をしている人や、伝統文化を保存継承している団体などを応援する補助金があります。詳しくは、お問い合わせください。

	指定文化財保存事業補助金	伝統文化継承補助金
対象	国・県・市指定文化財を所有、管理し、補助金対象事業を実施する団体または個人	市内で活動している文化芸能団体
対象事業	被災した指定文化財の修復を含む、市内の指定文化財の保存事業	伝統文化の保存継承と、育成を目的とした継続的な活動を主体とする事業
補助率	経費の2分の1(食糧費を除く)	
補助上限額	事業内容により異なります	70,000円
申請期限	7月31日Ⓔ	6月28日Ⓔ

図 文化課 ☎(32)1954

住まい再建支援事業で公営住宅への入居を助成

熊本地震で被災し、県内の公営住宅に入居した世帯の入居費用を助成します。



助成金 10万円/世帯
対象

- ・全壊、大規模半壊、半壊解体世帯で県内の公営住宅に入居した世帯
- ・応急仮設住宅に入居後、期限内に退去し、県内の公営住宅に入居した世帯

必要書類

- ・宇城市発行の罹災証明書(写し)
- ・入居先の住民票
- ・申請者の通帳(写し)
- ・応急仮設住宅に入居していない半壊世帯は解体証明書(写し)
- ・公営住宅の入居当選通知書など公営住宅への入居が分かるもの

申請期限 令和2年2月28日Ⓔ

申請場所 社会福祉課

社会福祉課 地域福祉係

☎(32)1387

児童手当の現況届は6月28日Ⓔまでに提出を

現況届は、毎年6月1日における受給者の所得や子どもの養育状況を確認するためのもので、届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

市から送付する現況届に記入し、必要書類を添えて提出してください。公務員は勤務先で手続きしてください。

提出期限 6月28日Ⓔ

手続きに必要なもの

- ・現況届(6月中旬までに郵送)
- ・受給者の健康保険証(コピー可)
- ・印鑑

※平成31年度の所得課税情報が市で確認できない場合は、状況により平成31年度所得課税証明書の提出を依頼することがあります。

※その他状況に応じて必要な書類があります。詳細は郵送する通知の内容をご覧ください。

提出先 子育て支援課

各支所窓口係

子育て支援課 子育て支援係

☎(33)1118

プレミアム付商品券が販売されます

10月1日に予定されている消費税引き上げの影響緩和対策として、プレミアム付商品券事業を実施します。

対象

- ・住民税非課税者(生活保護受給者などを除く)
- ・平成28年4月2日以降に生まれた子がいる世帯の世帯主

詳しくは、決定次第お知らせします。

図 商工振興課 商工物産係

☎(32)1604

避難所運営マニュアルを作成しました

避難所の迅速な開設や、地域住民や関係機関と連携した円滑な運営を行うために、基本的事項をまとめたマニュアルを作成しました。災害発生への備えや、平時の訓練でも活用します。

市ホームページにも掲載しています。

図 社会福祉課 地域福祉係

☎(32)1387



市営住宅の補充入居者を募集します

市営住宅に空きが出たので、入居者を募集します。団地ごとに抽選を行い、当選者を決定します。

公募する団地	間取り	募集戸数	建設年度	
不知火	御領	3LDK	1	平成2~平成4
松橋	南豊崎	3DK	2	昭和51~昭和53
	豊福	3DK	5	昭和54~昭和57
豊野	響原	3LDK	1	平成16

受付期間

6月10日Ⓔ~28日Ⓔ

申し込み方法

申込書に入居希望の団地を記入し、必要関係書類を添えて都市整備課または各支所の窓口へ提出してください。入居者は、7月中旬予定の公開抽選会で決定します。

資格 ※次の全てを満たすこと

中小企業近代化整備資金 利子補給制度

市では、中小企業近代化整備資金利子補給制度の申請を受け付けています。



これは、中小企業が施設や設備を整備するために借入れを行う場合に、市が補助する制度です。

- ・利子補給の交付を受ける場合は、金融機関の融資決定から1カ月以内または初回返済日のいずれか早い日までに、申請書に必要書類を添えて提出してください。

必要書類

- ・市営住宅入居申込書
- ・平成31年度所得証明書または平成30年分源泉徴収票(入居予定者全員分)
- ・市税の未納が無いことの証明書(納税義務者全員分)※課税がされていない人は所得課税証明書
- ・住民票謄本(入居予定者全員分)
- ・別途書類が必要な場合があります。

図 都市整備課 住宅係

☎(32)1694

中小企業近代化整備資金 利子補給制度

市では、中小企業近代化整備資金利子補給制度の申請を受け付けています。

これは、中小企業が施設や設備を整備するために借入れを行う場合に、市が補助する制度です。

- ・利子補給の交付を受ける場合は、金融機関の融資決定から1カ月以内または初回返済日のいずれか早い日までに、申請書に必要書類を添えて提出してください。

対象

- ・資本金または出資金の総額が1000万円以下で、常時使用する従業員の数が50人以下の人または個人
- ・宇城市に住所、事業所(店舗など)がある
- ・同一事業を1年以上営んでいる、または新規創業か事業転換である
- ・市税の未納がない(非課税や免税措置を受けている場合は、市長の証明がある)
- ・営業許可または登録を必要とする業種については、許認可を受

けている

補給対象事業

- ・店舗の新築、増築または改築(住居その他の用途に使用する部分を除く)
- ・顧客用無料駐車場の新設または整備(用地取得費、自家用駐車場設備を除く)
- ・事業に付随する機械または設備機器の購入

図 商工振興課 商工物産係

☎(32)1604

利子補給の割合と期間について

利子補給の対象利率は、年4%以内を限度とし、年間に支払った利子額の2分の1以内の額を補助します。ただし、1円未満は切り捨てます。

利子補給の対象期間は、償還の始期から3年間。

同一事業者が利子補給を受けることができる融資資金の限度は借入金のうち年間1000万円を上限とします。

対象金融機関

- ・政府系金融機関、熊本宇城農業協同組合、熊本県信用組合、熊本第一信用金庫、熊本銀行、肥後銀行

詳しくは、お問い合わせください。

図 商工振興課 商工物産係

☎(32)1604

☎(32)1694